

# 関係機関間における障害がある子どもの 情報共有システムの現状と課題

松 浦 俊 弥<sup>\*</sup>

## キーワード

障害児の情報共有, 放課後等デイサービス, 特別支援教育, ICT活用, トライアングルプロジェクト

## 要旨

文部科学省ギガスクール構想の前倒しにより, 2021年度以降, すべての児童生徒にタブレット端末等のICT機器が配布されることとなった。教育現場でのICT活用は学習指導要領に示されている通り, 今後も一層推進されていくことになるが, 教員のICT活用は進んでいない。特に特別支援教育における障害がある子どもの情報共有においては, ICTを活用した手段が最も効果的であると思われるものの, その事例はほとんど報告されていない。障害がある子どもの情報共有は本人の健康管理, 体調管理, 学習目標への到達度を図るためには極めて有効な手段である。ではそれを遮っている背景要因は何か。進捗を妨げる壁はどこにあるのか。本論では学校の伝統的な慣習や教員の個人情報に関する意識の問題, またICT活用への誤解などからその要因を明らかにするとともに, 課題をクリアし子どもの情報共有におけるICT活用を進展させる方法論についてまとめていく。

## はじめに

特別支援学校教員として勤務していた当時のエピソードである。クラスに知的障害を伴う自閉症児が在籍していた。言葉による指示理解が困難であるため, 学校生活に必要なコミュニケーション用の絵カードを数枚作成し, TPOに応じて教員がそれを示すことにより行動を促すことが可能であった。

彼は下校後に, 近隣にある放課後等デイサービス（以下「放デイ」と略す）を利用するこ

---

<sup>\*</sup>総合福祉学部 教授

とになっていた。連日、スクールバスではなく専用の送迎車に乗り放デイへ向かっていたが、ある日を境に送迎車に乗ることを強く拒否するようになった。全身を使って意思表示をし、教員や放デイのスタッフが抱えるようにしてようやく乗車させていたが、彼が放デイの利用を拒否する理由がわからなかった。人権を否定されるような扱いを受けているのではないかとさえ考えた。

放デイのスタッフから事情を聴いてみると、スタッフとのコミュニケーションが取れず、泣き喚いて時間を過ごすことが多く、スタッフも手を拱いているという。ふと思ひ立ち、教室で使用している絵カードを複製し、放デイでの利用を勧めたところ、その使用開始から数日後には送迎車にスムーズに乗ることができるようになった。学校と放デイでコミュニケーション手段を共有するだけで彼の生活は落ち着きを見せ始め、笑顔の日々が増えた。後日、家庭でも同じ手立てを用い始めたことは言うまでもない。

当時の教育専門誌でこの事例を紹介したが教育現場の反応はいまひとつだった。自閉症児の療育例の一つであるティーチ (Teacch) プログラムなどがようやく広がりを見せてきた頃でもあって、学校や家庭などが子どもの情報を共有する必要性は語られつつも、それが当事者の生活を豊かにするという発想は教育現場になかった。

それから20年以上が過ぎ、障害がある子どもについては個別の教育支援計画の作成を軸として学校、家庭、放デイ、病院など関係機関が可能な限り情報を共有し、療育方法、教育目標、コミュニケーション手段などの統一化を図ることが当たり前とされる時代になった。同時に情報共有の在り方に多くの課題が見えてきた。特に通常の小中学校に在籍する障害がある子どもにおいて、情報共有が進んでいないとの指摘がある。

現代ではコロナ禍という現象も踏まえ、社会のデジタル化が加速度を増している。では学校を起点とした関係機関間における障害がある子どもの情報共有システムを進め、さらにデジタル化していくことは可能だろうか。検証を試みたい。

## I 障害がある子どもの情報共有

### 1. 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画 (以下「支援計画」と略) とは「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うこと」を目的として学校が作成する資料である。2007 (平成19) 年に文部科学省 (以下「文科省」と略) が全国の教育関係機関に対し通知した「特別支援教育の推進について」でその作成が提言され、現行の学習指導要領では特別支援学校に在籍するすべての幼児児童生徒、また小学校、中学校、高校の特別支援学級 (以下「特学」と略) に在籍および「通級による指導」教室 (以下

「通級指導教室」と略) を利用している児童生徒には作成が義務付けられている。

担当の教員が家庭や関係機関から子どもに関する情報を集約したうえで作成し、保護者の了解を得ながら必要に応じて内容を共有、障害がある子どもの自立や社会参加に向け関係機関で支援方法を可能な限り一元化していくためのものである。

昨今では多くの場合、支援計画の作成には障害がある子どもが利用する放デイが協力している。千葉県の特設支援学校では支援計画の作成を前提とした放デイの職員を含む保護者との三者面談を実施しているところもある。しかし支援計画の作成が思うように進んでいない通常の学校においては放デイとの情報共有がほとんど行われていないようである。

## 2. 通常の学校と放デイとの情報共有

通常の学校では情報共有以前に放デイ事業者が児童生徒の迎えのために校内に出入りすることを禁じたり、あらゆる情報交換を否定したりすることが多く、事業者の研修会では通常の学校とどのようにして情報共有を進めていくかが毎回のように議論となっていた。情報共有を進めていくためには通常の学校の教員が放デイへの正しい理解を広げることが前提となる。

千葉市教育委員会はこれら放デイ事業者からの要望に応え、2018年度より教員対象の夏季研修講座の一環として、小中学校等の特学担当者等に対し放デイの意義を理解するレクチャーと現場で実際に障害児保育を体験する実践とをセットにした「放課後等デイサービス基礎講座」「同実践講座」を開設している。受講は任意の希望制だが、2018年、2019年と40名を超える参加者があり(2019年度全小中学校数168校)、通常の学校で特別支援教育に携わる教員の放デイに対する関心の高さを窺わせた。教員側にも子どもに関する情報共有を進めたいとする潜在的なニーズがあることが理解できるが、今までそのような機会がなく、また学校管理職が理解していないなどの課題もあり、相互の情報共有が遅々として進まないようである。

ちなみに厚生労働省(以下「厚労省」と略)が2015(平成27)年に作成した「放課後等デイサービスガイドライン」では「子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要がある」「保護者の同意を得た上で、(中略)個別的教育支援計画等についての情報提供を受ける」と明示されている。また文科省では同ガイドラインを学校側でも遵守するよう通知を出している。

## 3. トライアングルプロジェクトとその認知度

通常の学校と放デイとの連携が進まない現状を受け、国は関係機関間での情報共有を推進するための国策プロジェクトを2018(平成30)年度からスタートさせた。

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」(以下「Tプロジェクト」と略)は文科省と厚労省が2017(平成29)年12月、家庭と教育と福祉のより一層の連携、情報共有を推進するための方策をチームで検討するために発足したものである。「障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠」であり「特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘され」「支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられる」ことを目的としている。

しかし、現時点ではこの取り組みを市町村の担当部局や教委、あるいは学校関係者や放デイが認知しているとは言い難い。千葉県内の放デイ事業者は2018年(平成30)年現在、594か所が確認されている。そのうち75事業所で構成されている「千葉県障害児の放課後休日活動を保障する連絡協議会」(以下「千葉放課後連」と略)は2019(令和元)年5月11日に総会を開催し、その場で意識調査を実施した。千葉放課後連には社会福祉法人、NPO法人、民間企業など様々な形態の経営母体がある事業者が参加しているが、意識調査の設問のひとつに「次の言葉(内容を含む)を知っているか?」として「トライアングル・プロジェクト」を選択肢に挙げたところ、回答した28事業所のうち、Tプロジェクトをその内容を含め「知っている」と選択したのは9事業者に限られた。

また同じく千葉県内の市町村教育委員会や障害福祉課、子育て支援課などいくつかの関係者に同プロジェクトへの認知について確認したところ、知っていたのはごくわずかだった。学校関係者に至っては確認した限りでは認知度はゼロだった。

障害がある子どもが、Tプロジェクトを通じ学校や家庭と連携した放デイにおいて、学校で学んだことを放デイでの生活に意図的に活用し、療育を通じてさらにライフスキルを向上させていくことができれば、その自立と社会参加をよりスムーズに実現できる可能性がある。ただ、このTプロジェクトを推進する以前の学校や放デイの現状に課題が多く、その分析から改善を進めていかなければならない。



図1 トライアングルプロジェクト (厚生労働省ウェブサイト)

## II 情報共有を遮る背景

### 1. 特別支援学級担当の資質

地方公務員法第34条では「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とあるように守秘義務が課されている。また個人情報保護法第3条では「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない」とあり、国や地方公共団体には特にその濫用を戒めている。

学校が放デイ等と障害がある子どもの情報を共有することは守秘義務に反することになるのか。すでに広く知られているように保護者の了解を得れば情報の共有に支障はない。実際に特別支援学校では支援計画作成において積極的に情報共有が進んでいる。ではなぜ、ガイドラインが推奨する情報共有が、通常の学校と放デイとの間で進まないのか。

一つには通常の学校における教員の資質の問題があるだろう。千葉県教育委員会の「千葉県特別支援教育推進基本計画」(2018年8月)「第4章 教職員の専門性と指導力」には次のように書かれている。「特別支援教育の経験年数が3年未満の特別支援学級及び通級指導教室の担当者は、毎年増加傾向にあり、担当者の専門性の担保・向上が課題」「特別支援教育コーディネーターは、毎年50名程度が入れ替わり、特別支援教育コーディネーターとしての

表1 令和元年度全国特別支援学級数(文科省:特別支援教育資料)

学校数

	小学校				中学校				義務教育学校				合計
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
特別支援学級設置校数	6	16,453	1	16,460	6	7,941	1	7,948	1	79	-	80	24,488
特別支援学級設置率	8.7%	84.7%	0.4%	83.4%	8.6%	84.7%	0.1%	77.8%	33.3%	86.8%	-	85.1%	81.5%
全学校数	69	19,432	237	19,738	70	9,371	781	10,222	3	91	-	94	30,054

学級数

	小学校				中学校				義務教育学校				合計
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
知的障害	18	19,976	-	19,994	16	8,994	-	9,010	5	153	-	158	29,162
肢体不自由	-	2,341	-	2,341	-	794	-	794	-	15	-	15	3,150
病弱・身体虚弱	-	1,768	-	1,768	-	742	-	742	-	8	-	8	2,518
弱視	-	387	-	387	-	149	-	149	-	1	-	1	537
難聴	-	916	-	916	-	371	-	371	-	7	-	7	1,294
言語障害	-	570	-	570	-	133	-	133	-	4	-	4	707
自閉症・情緒障害	-	20,596	18	20,614	-	8,509	9	8,518	-	155	-	155	29,287
計	18	46,554	18	46,590	16	19,692	9	19,717	5	343	-	348	66,655

経験を蓄積しながら専門性を高めることが難しい」。これは千葉市だけでなく全国すべての市町村に共通する課題となっている。

特学は2019年度現在、小中学校等を合わせて全国で66,655学級が設置されている。学校教育法施行規則が改正された「特別支援教育元年」となる2007年度には37,041学級だったものが、12年間で1.8倍になっている。全国で30,054校ある小中学校等のうち、24,488校に特学が設置され、設置率は約80%を超えている。知的障害学級だけでなく自閉症および情緒障害学級（以下「自情学級」と略）や言語障害学級（「ことばの教室」）などを複数設置している学校も増えている。

それに反し特学を担当できる専門性をもつ教員の確保が追いついていない。特別支援学校教員の当該障害種特別支援学校教員免許状保有率でさえ77.7%（2017年度）であることを考えれば、小中学校の特別支援学級担当者が同免許状を保有している率が低いことは容易に想像できる。免許があるから専門性も高い、とは一概には言えないが一つの目安にはなる。

## 2. 教員免許

保有免許の種類にも課題がある。教育委員会の教員採用枠は厳格に運用され、基本的には小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭といった各採用枠で試験を受け合格した者は、長い教職生活を通して採用された枠の中での異動を繰り返す。最近では人事交流と言って枠を越えて異動するケースもみられるがあくまでも例外措置である。この傾向は全国的であり、つまり小学校や中学校の特学担当はたまたま特別支援学校教員免許を大学の教職課程で併せて取得していたという者以外は知識も経験もない中で受け持つケースが多い。

ちなみに千葉県は全国に先駆けて2016年度からいち早く特別支援教育枠を設け、特別支援学校だけでなく、本人が希望すれば小中学校の特学や通級指導教室の担当になることも可能とした。採用から3年が過ぎると通常の学校にも異動できることとなり、2017年度採用教員は2020年3月に3年間の勤務を終えたことから、少しずつ特別支援教育の専門知識を持つ教員が通常の学校にも配置され始めている。

その千葉県を含め全国の都道府県教育委員会では、特別支援学校に勤務しながら該当する教員免許を所持していなかったり、免許を持たずに特学を担当していたりする教員を対象に認定講習という制度を活用し、特別支援学校教員の二種免許を授与するところがある。

## 3. 認定講習

ほとんどの普通教員免許が修得単位数により専修、一種、二種の3種類に分かれている。一般的には大学院卒で専修、4年制大学卒で一種、短大卒で二種となっているが、認定講習と呼ばれる二種免許状取得のための講習会は教育行政が主催し、主に夏季休業中等に開催さ

れている。ここでは6単位を取得すれば二種免許状の取得が可能となる。

一種免許を4年制大学で取得する場合は専門科目26単位の修得が必要であり、二種免許との修得単位数の差は大きい。認定講習は文科省の推奨の下で実施されているが、安易に免許状保有率を上げるためだけに行われている感が否めない。特学を担当する教員が特別支援学校教員免許を保有しているとしても二種免許の場合が多いのではないだろうか。免許がない、持っていないも二種免許であり、中には正規の教員ではない講師が担任していることも少なくなく、特学教員の専門性の高さについては極めて懐疑的である。

昨今では放デイのスタッフに求められる要件が厳格化され、一部のスタッフには福祉経験や教員経験（または教員免許の所持）が必要とされているため、むしろ放デイスタッフの方が小中学校教員よりも障害がある子どもに関する専門性が高くなっていることがある。専門性という観点でねじれ現象が発生していることも情報共有や連携が進まない一因になっている可能性がある。

#### 4. 放デイの課題

放デイ側としては、情報共有が進まない理由として、職員の守秘義務に対する意識が低いという事情があげられるだろう。放デイガイドラインにも守秘義務という観点で子どもの個人情報管理を徹底するよう示されているが、福祉や教育の経験、知識がないスタッフについてはこの点を守ることができない者もいて、子どもに関する情報を学校が簡単に提供できない背景要因の一つとなっている。

過去に放デイや放課後児童クラブ（以下「学童保育」と略）の職員研修会に招かれたことが何度かあるが、質疑応答の際には必ずと言ってよいほど利用している児童の個人名までを口にしてその障害特性や行動特性に関する悩みが語られる。その種の質問には答えることができない、職員には守秘義務が生じている、と繰り返し伝えるが効果は限定的である。このような事情を知っているとしたら学校も容易に子どもの個人情報を伝えることはないだろう。

### Ⅲ 特別支援学校における情報共有

#### 1. 連絡帳のシステム

一方で特別支援学校については重要な療育機関のひとつとして放デイを認識し、支援計画の作成に限らず日常的な情報共有も充実させていた。児童生徒が下校する際、教員が放デイスタッフと対面し健康状態や感情の起伏等について口伝すると同時に、教員が記載した保護者宛ての連絡帳の内容をスタッフも共有するなどしていた。また放デイスタッフも子どもの帰宅時、保護者向けに連絡帳に様子を記している。

しかし子どもに関する情報伝達が「学校から放デイへ」「放デイから家庭へ」「家庭から学校へ」「家庭から放デイへ」と分散し、いずれもが一方通行であることを考えれば、学校、家庭、放デイが双方向で情報を共有するシステムが必要である。ICT機器を活用し、機動的、効率的に情報共有ができ、学校や放デイの業務削減、また保護者の負担削減にも効果的である。

多くの特別支援学校は慣習として、1日の学校生活の様子を克明に連絡帳に記載して家庭に戻す(家庭からも同様に克明な記録が記された連絡帳が毎朝届けられる)ところが多いが、この記載に多くの時間を要し、給食後の子どもの休憩時間には複数の学級担任の一人が連絡帳への記入、他の担任は子どもの遊びの相手をしている姿が良くみられる。

小学部や中学部は学級定員が6名と定められているので、30分の休憩時間に一人の教員が6名分の連絡帳を必死に記入し、もう一人の担任は6人を相手に遊ぶことになるので両名の負担は極めて大きい。そもそも2名の担任でようやく6名の障害がある子どもを受け持っているようなクラスでは、1名で遊び相手をする場合、事故のリスクは高くなる。

また家庭でも子どもを登校時の送迎用スクールバスに乗車させるまでに家事を済ませ、他の兄弟姉妹を学校へ送り出し、特別支援学校の子どもの登校準備をしながら連絡帳へ記入することになるので、保護者の負担も大である。

## 2. 連絡帳のデメリット

連絡帳のやり取りについては特学も同様だが、特学では知的障害が比較的軽度の子どもの場合、保護者や教員が記入した連絡帳を子どもが読んでしまう、といった事例もあった。保護者が本人にまだ伝えていない医者からの診断名を聞いた担任が、不用意に子どもに持たせる連絡帳にそれについて記載したため、子どもが自宅に帰ってから保護者に「自分は～障害なのか」「～障害とはどういうものか」と泣きながら問い質した例が報告されている。

このように、子どもの情報共有に連絡帳という紙媒体のツールを使用していることにより記入時間、受け渡し方法、内容の管理に課題が生じている。例えばICT機器を活用した情報共有ツールであれば、家庭では子どもを学校へ送り出した後の時間を使って保護者が持つスマートフォン等の携帯端末から学校や放デイに情報を送り、学校は子どもが下校した後、1日の様子を放デイや家庭へ送り、放デイでは子どもが帰宅した後に情報を学校や家庭へ送ることができる。このような情報共有システムがあれば、各々の負担を大幅に軽減できるとともに時間を有効に活用でき、学校でも子どもが在校している時間に連絡帳を記載するというような業務は消失する。また子どもが連絡帳の内容を読んでショックを受けるというような例もなくなる。

この情報入力のためのフォーマットもすべて文章で記載するのではなく、該当するものを選



択しながらクリックし、特筆事項だけ短文で示すようなものになればより一層学校業務が軽減され、学期末の成績処理でも日々の情報を集約すれば子どもの成長における一定のデータを示すことができ、教員を多忙化から解放する一助にもなりえる。

実際に福祉の現場ではすでに携帯端末を活用した情報共有の取り組みが進められている。

### 3. 施設におけるICTを活用した情報共有の取り組み

ケアコラボ株式会社が開発したスマートフォン、パソコン用アプリケーション「ケアコラボ」は高齢者施設、障害者施設の多くがすでに導入し、利用者の情報を文字、データ、画像、動画で関係者や家族、あるいは利用者本人が共有できる貴重なツールとなっている。同社のウェブサイトには次のような概要説明がある。

「ケアコラボは、ケアサービスを利用する『人』を中心としたシステムです。アセスメントからケアプランの作成、日々のケア記録に特化しています。ついつい忘れられがちなケアプランが日々のケア実践の中心となり、最善のケアを実現したい現場をサポートします。インストールが不要ですぐに利用できます。パソコンやスマートフォン、タブレット等どんな端末からでも利用できます」



図2 ケアコラボ画面（ケアコラボ株式会社ウェブサイト）

この種のアプリケーションで特に重要なのは「だれもが扱いやすい」という点である。いまま ICT 端末の扱いに不慣れな者が多く、特に当事者である高齢者や障害者の中には使用に抵抗がある場合も少なくないが、ケアコラボは日々の記録をタイムラインで確認でき、活動の様子を動画でも記録して共有でき、最終的にはこのデータをアセスメントしたうえでケアプランの作成などにも活用できる。国全体がデジタル化に向けてベクトルを合わせ始めたことを考えれば、今後さらに普及していくことが見込まれる。

介護保険請求業務用のいわゆる「介護ソフト」は多数開発されているが、関係者が端末にリアルタイムで利用者の情報を入力、共有し、それを集約することによって利用者の健康状

態や体調等の変化にも気づきやすいアプリケーションは数少ない。実際、このケアコラボを導入した千葉市の放デイ経営、(株)ベストサポートの代表である竹嶋信洋氏に確認したところ、迅速な情報共有や利用者の変化への気づき、多忙化の削減などに効果があったとのことだった。

#### 4. 学校におけるICT機器への不信

しかし、学校現場でICTを活用した情報共有アプリケーションとしては校務に関する校内情報をアップデートしていくものはいくつか存在するが、子どもの情報を外部機関と共有していくためのものは現時点では存在しない。学校教育における子どもに関する情報共有システムの開発が進まない背景はどこにあるのか。

教育行政や学校管理職は個人情報の管理には極めて敏感である。実際、今も児童生徒の個人情報が入力されたUSBメモリー等記録媒体(メディア)の紛失や外部からの不正アクセスによる情報漏洩に関する事件が続発している。昨今では児童生徒に関する一切の情報が少しでも記録されたメディアの校外へ持ち出しは厳しく管理され、特段の事情がない限り自宅に持ち帰って成績処理等を行うことができなくなっている。

また各学校では個人使用のパソコン等の持ち込みは厳しく制限され、教育行政からは一人1台、教材作成やサービス処理に利用するパソコンが貸与され、サービス整理や研修報告といった提出文書もウェブ上で管理されているところが多くなっている。

そのうえで教育行政が貸与するパソコンには情報管理のためのセキュリティーが二重、三重に設定され、外部からの不正アクセスを確実にシャットダウンできるようになっている。学校におけるルール上、システム上の情報管理は以前に増して極めて充実し、安全性が高くなっているといえよう。これだけ学校内のICT化、セキュリティー対策が進んできている半面、なぜ外部との情報共有システムの開発が遅々として進まないのか。それは先にも触れたがヒューマンエラーの側面が否めない。

#### 5. 教職員の個人情報管理意識の低さ

学校によってはサービス中のスマートフォンの携帯を厳しく制限しているところがある。サービス中の使用は厳禁であるし、昨今では教員によるスマートフォンの機能を悪用した子どもへのわいせつ・セクハラ行為(盗撮等)のリスクもあり、個人のスマートフォンは子どもが在校中は使用させない学校が増えている。しかし、そうでない学校もいまだ多く、学校訪問をすると学級担任が子どもの活動の様子を個人のもと思われるスマートフォンで撮影している姿を見かけることがある。

そして、残念ながらこれは特別支援学校には極めて多くみられる状況である。特別支援学

校の場合は、児童生徒がてんかん発作で倒れた、学校から校外へ飛び出していなくなった、自閉症児がパニックになり暴れて負傷したなど緊急事態の発生リスクが高く、例えば学校グラウンドなど校外で危機が発生した場合には校長室や保健室への緊急連絡が必須となり、スマートフォンの携帯はある程度、やむを得ない側面もある。そのため、特別支援学校では保護者や子どもとの個人的な連絡ツールとして個人の携帯端末を使用しないよう厳しく戒めている。

ただ、意外に教員自身でも気づきづらいのは、子どもの写真撮影である。学校内外での子どもの活動の様子を撮影し、保護者にもその様子を伝えるために特別支援学校教員は頻繁に写真撮影を行うが、それを自らのスマートフォンで行うケースがある。子どもの画像が自らの端末データに残ると同時に、セキュリティが不完全であればその画像がネット上に流れてしまう可能性もあり、あるいは誤操作で誤ってデータを外部に流してしまうリスクもある。

また、先にも触れた学校内での連絡帳を教員が記載する際、デジタル画面に興味関心を持つ子どもに、そこで静かにじっとしているよう教員が自らのスマートフォンにダウンロードされたゲームをやらせている光景を見たこともある。場合によっては教員が知らないうちに子どもによる誤操作でデータが外部に流出してしまうこともあるのではないか。

特筆すべきは教員がこれらの行為に疑念を抱いていない点である。貸与された教育業務用のパソコンでは個人情報の管理がルール上、システム上で徹底管理され、個人情報の持ち出しや個人のパソコンの持ち込みも禁止されているが、スマートフォン等の携帯端末の扱いに関するルールに対し意識が高まらない現状がある。

携帯端末は極めて便利なICT機器であり、現代の社会生活に重要な役割を持っているが、負の側面も多くみられる。これらの機器を活用する子どもへの情報活用モラルを高めることも学習指導要領には示されているが、学校現場における教員個人の携帯端末の利用においては便利な機能を重視しながらも、その活用には厳しい制限が必要となるだろう。

#### IV 情報共有のあるべき姿

##### 1. 教職員の基本的資質の向上

教員における携帯端末活用モラルと言えるようなものが高まらなければ、教育行政や学校管理職が躊躇している子どもに関する情報共有システムが普及されることはない。学校教員の多忙化や保護者対応の厳しさなどが喧伝され、教員を目指す者が減少し、2018（平成30）年度には複数の自治体で教員採用試験の倍率が1倍台を記録し、教員免許さえ持っていれば誰もが教員になることができる時代に近づいている。同時に教員の質の低下が大きな課題となっている。教育に関する知識や技術、専門性は無論のこと、社会的なモラルが欠如してい

る者までが教員になると、厳格化されている様々なルールも無効となり、公務員に課せられた守秘義務が徹底されなくなる恐れがある。一般公務員と異なり教員による教育公務員としての意識が高まらない背景もある。

教員が学校の情報を保護者に出す際のモラルにも課題が残る。言葉遣いがぞんざいで保護者に不快感を与えたり、学校管理職に保護者が教員の不適切な言葉遣いを訴えたりするケースもある。学校での様子を細かく保護者に伝える義務はあるが、過去には異食(様々なものを食べてしまう)がある自閉症児が砂を飲み込んでしまった様子を「鳥も砂を食べて胃をきれいにするから大丈夫」と連絡帳に書いた教員がいた。保護者からの猛抗議で管理職と教員は謝罪に追い込まれたが、このようなことがある以上、管理職は子どもに関する情報の外部提供には慎重にならざるを得ない。

教員が保護者や放デイに提供する子どもの情報を管理職がすべて確認することは不可能であり、いっそのこと子どもに関する情報は外部には出さない、と一律に決めてしまったほうが対応しやすくなる。同時に個別の教育支援計画など、外部に情報を出す必要がある場合は管理職、保護者の押印をもって了解を出すというようなルールもあり、逆に日々の簡易な情報のやり取りは厳しく制限されている。

## 2. 民間福祉事業者の取り組み

ベストサポートの竹嶋氏は、同社が経営する放デイにケアコラボを導入した際、ルール上、システム上の情報管理を徹底した、と語っている。法人内のネットワーク管理のためにUTM(統合脅威管理のためのセキュリティシステム)やログ管理システムなどを導入したり、子どもの支援に当たる職員にケアコラボへの情報入力ができる法人契約したスマートフォンを提供したりするなどしてセキュリティを徹底させ、一切の個人情報が外部に流出しないようにした。

同社においては、ケアコラボを子どもの家族と職員が共有する業務効率化のために機能させた。職員は法人が管理するサーバー内の情報や法人契約のスマートフォンを外部に持ち出すことはできない仕組みになっており、個人情報がウェブ上から不正に漏洩しないようなシステムが用いられている。

保護者が子どもの個人情報を外部に提供することは保護者の判断によるので情報管理上問題は無い。しかし、ここでその情報を学校関係者にまで共有できるかどうか、という点では学校教員の情報管理意識の低さから躊躇することになった。おそらく学校管理職にしてもケアコラボを使って校内での情報を学級担任が外部に提供することには抵抗があり、許可されないだろうとの見通しもあった。

民間企業の場合、情報漏洩は経営において大きなダメージとなる。特に国や自治体からの

公的補助、助成により経営されている福祉関連企業の場合、障害や病気といった秘匿性の高い個人情報を取扱うこともあり、その管理が徹底されず万が一漏洩といった事態を招けば、補助が見直され、業務停止命令なども考えられ、それはすなわち企業の存続に直結するダメージとなっていく。ICTを活用した情報共有は多忙化の軽減や必要な支援の迅速化といった点から見れば極めて有効なツールではあるが、導入には管理者によるそれ相応の準備と覚悟が必要になる。学校がそこまで徹底できるかどうか。

### 3. 学校と関係機関間の情報共有手段

ここまで述べてきたように、学校教育の視点ではなく福祉的支援の観点からすでに当事者にかかる情報共有に関する良質なアプリケーションが出始めているが、学校がその情報共有の一端を担うまでにはまだ相当の時間を要するのではないかと考えられる。ルールやシステムを構築していても、それを活用するのは人間であり、学校教員が教育公務員としての自覚をより一層高めていかなければならない。

ただし、学校教員の希望者が激減し、何らかの事情で休暇、休業に入った教員の代替講師（臨時的任用講師）の欠員も著しく、そのうえで年々、職務の多岐化、多忙化が進み、それを敬遠してまた教員希望者が減少していくという負のスパイラルが学校教育に生じている。教育のICT化、AI化を含むデジタル化は喫緊の課題であり、不可欠なものである。では特別支援教育の対象となっている子どもの関係機関間の情報共有において、安全性が高く効果的なICT活用にはどのような方法が考えられるだろうか。ここでは教員による意図的な不正活用防止の側面については除外し、システム面のみから考察していきたい。

学校における個人情報共有に関する問題点をまとめてみたい。

- (1) 個人情報を共有するための端末の問題（特別支援教育の場合、教員や子どもの移動が頻繁であったり子どもによる破損の可能性があったりするため教室据え置きではないモバイル型が理想であるが学校にそのような端末は普及していないため）
- (2) セキュリティーの問題（教員所有の端末ではセキュリティーの安全性が担保されないため）
- (3) 記載内容の問題（教員による不適切不確実な文章表現のチェックが必要なため）
- (4) 記載時間の問題（単に情報共有ツールが連絡帳と変わらない仕様であると記載に時間を要するため）

各々について考察する。

#### (1) 個人情報を共有するための端末の問題

特別支援学校または特学によっては子どもの障害特性上（異食や破損等の可能性）、教室

に教材等を常備できないことがあり、据え置き型やノートタイプのパソコン類を担当が手元に置けないことが往々にしてある。また特別支援教育の観点から言えば教室や座席にじっとして学ぶという機会も比較的少なく、教室移動も頻繁にあり、端末を用意するならモバイル型が適当と言えよう。

特別支援学校では時に学部や学年の子どもたちを発達段階や学習目的別にグルーピングし指導する機会が多く設定される。国語的・算数的な学習、音楽や体育などの技能教科、生活単元学習や作業学習などにおける班別活動では、子どもは学級から各々に指定された活動場所に向かい、教員もばらばらになる。教員が自クラス以外の子どもを担当することもしばしばあり、モバイル型の端末を活用すれば、このような教室移動時にも他クラスの教員が自クラスの子どもの情報を入力することになり、学校生活全般における記録が可能となる。

現在、千葉県の公立学校ではすべての教員に校務用のノートパソコンが貸与されているが、文科省のギガスクール構想がコロナ禍の影響を受けて前倒しになり、2021(令和3)年度からはすべての児童生徒にタブレット端末が配布される。少なくとも特別支援教育にかかわる教員には子どもに貸与されるものと同様の軽量なタブレットを1台ずつ提供し、常に持ち歩きながら子どもの様子を記録できるようにすることが理想であると思われる。当然だが校外へ持ち出しは学校管理下のみ(校外学習や生徒指導等)とする。

## (2) セキュリティーの問題

タブレットは学校備品として個人に貸与されるものであるので、原則としてアプリケーションを勝手にダウンロードができない仕様とし、情報共有ツールとカメラ機能のみをインストールするものとする。これらの機能を学校の一元管理とし、必ず校内のサーバーを経由して情報共有を図るものにする。

また検索エンジンやメールアプリなど外部とのアクセスが可能になるような機能はインストールせず、一切を遮断したうえで、万が一の場合のウイルス除去ソフトなどの活用も検討していく。

## (3) 記載内容の問題

タブレット内のデータを一元管理できるようにし、学校管理職が必要に応じて個々の端末の利用状況を確認できるようにしていく。過去の発信歴から不適切な表現や不適切な利用が認められた場合は再発防止策を講じるものとする。

また昨今では公文書における否定的な文章表現を修正するためのアプリケーションも市販されているため、その導入も検討する。

#### (4) 記載時間の問題

記載内容の仕様が連絡帳と変わらなければ記載時間短縮は望めない。例えば健康状態であれば昨今では簡単に計測可能な体温やSPO2（血中酸素濃度）、脈拍などをワンクリックで記録できるようにし、主観的な健康状態（元気があった、元気がなかったなど）や感情の起伏などについても選択するだけの様式とし、特記事項のみ文章で記載する程度のもとする。

学習の進捗状況などについても例えばその日の時間割や活動予定を事前にアップしておけば、ワンクリックで学習状況を示すことも可能となる。さらに上位機種ではその時間の学習が本人の目標を達成したかどうかを確認でき、積み重ねていけるようすれば、学期末の成績処理時の貴重なデータとなる。

#### 4. 情報共有の付加価値

これらの情報共有ツールは単に子どもの健康状態を把握するためのみに用いるわけではなく、データの積み重ねによる成績処理はもちろん、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成とリンクさせ、日々の記録が各計画に自動で反映させる仕組みを作ったり、個人の学習目標の達成率を数値化し、学期末に点数をつけ、教員自身が自らの指導方法のフィードバックを行ったりする資料にもなりうる。

また、最終的に市町村や都道府県、あるいは国単位で情報を共有していければ、子どもの発達段階、障害特性、年齢、生活環境などによるビッグデータが生成され、特別支援教育研究のより一層の進展に寄与できるだろう。

もちろん個々の健康管理、体調管理にも役立てることは当然であり、データ等から本人の体調不良を早期に発見し、体調の悪化や感染症の拡大防止にも役立てること可能となる。情報共有やその積み重ねによる付加価値は極めて大きいと予想される。

#### おわりに

2020（令和2）年2月、昭和大学医学部准教授である副島賢和氏を淑徳大学に招き、病弱教育における情報共有の在り方について学生や関係者向けにレクチャーを頂いた。副島氏は「赤鼻のセンセイ」の名で知られ、過去には副島氏原作の同名でのテレビドラマが制作されるなど、院内学級指導における日本の第1人者である。

病弱教育においては担当教員、子どもが入院前に在籍していた学校の教員、医療関係者、保護者による情報の共有は大変重要であり、情報が共有されないと命を落としてしまう子どもがいることもある。

副島氏はレクチャーの中で、教員には医療関係者並みの情報管理意識を徹底したうえで、

学校・病院・家庭が子どもの未来のために一致団結していけるような共有の仕組みが求められる、と力説した。子どもの病気という秘匿性が極めて高い情報を教員がどこまで管理できるか、医師や看護師など情報の管理が徹底されている関係者と情報共有できるほど意識を高めることができるか、その情報を通常の学校で教員がどのように活用していくのか、様々な課題を挙げ、情報共有の重要性を参加者に伝えた。

個人情報の管理について教育現場の認識は低いままだ。守秘義務があるから、とって虐待を受けている子どもの情報を児童福祉関係者に伝えなかったり、逆に虐待を訴えた子どもの手紙をそのまま加害者である保護者に提示してしまったりするなど、個人情報の管理方法をはき違えている場面が多々見受けられる。

個人情報保護法第16条には適用の例外規定として「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を示している。つまり、子どもが家庭で何らかの理不尽な状況に置かれている場合はその情報を児童福祉関係者と共有することに問題はないし、児童虐待防止法では積極的な通告義務を課している。逆に子どもの健全な育成を目的とする場合は、保護者の同意をもって外部機関と情報を共有することに法的な問題はない。

このように情報の入出に対し、教育行政や学校は確かな知識を持ち適正に運用しながら、子どもの健全育成のために積極的に活用していくというスタンスが必要である。同時にそれは教育現場の多忙化を解消し、子どもの変化を早期発見でき、隠れた人権侵害なども監視することが可能とする。

1日も早く関係機関における障害がある子どもの情報共有システムが確立され、適当な端末をすべての関係教員に貸与し、価値あるアプリケーションが開発されることを期待し、可能な限り自らもその開発に寄与していきたい。

#### 【参考・引用文献およびURL】

- ・ケアコラボ株式会社ウェブサイト (2020年10月13日閲覧).  
<https://page.carecollabo.jp/>
- ・厚生労働省 (2017年) 放課後等デイサービスガイドライン.
- ・厚生労働省 (2007年) 放課後児童クラブガイドライン.
- ・国立特別支援教育総合研究所 (2014年) 特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究.
- ・千葉県教育委員会 (2018年) 特別支援教育指導資料.
- ・千葉市教育委員会 (2018年) 千葉市特別支援教育推進基本計画.
- ・松浦俊弥 (2014年) エピソードで学ぶ知的障害教育 北樹出版.
- ・文部科学省 (2017年) 小学校学習指導要領.
- ・文部科学省初等中等教育局 (2007年) 特別支援教育の推進について (通知).
- ・文部科学省中央教育審議会 (2006年) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申).



- ・文部科学省初等中等教育局（2002年） 障害のある児童生徒の就学について（通知）.
- ・文部科学省ウェブサイト（2020年10月10日閲覧）特別支援教育について.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)
- ・文部科学省（2018年） 特別支援学校学習指導要領.
- ・文部科学省中央教育審議会資料 2015 今後の障害児支援の在り方について（報告書）

## The Current Status and Challenges in Systems for Sharing Information on Children with Disabilities among Relevant Organizations

MATSUURA, Toshiya

・ Keywords

Sharing information, after-school services, special needs education, ICT utilization, triangle project

・ Abstract

Beginning in the 2021 academic year, information and communications technology (ICT) devices such as tablets are to be distributed to all students in Japan as a result of promoting the Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology's GIGA School Program. ICT utilization in educational settings will be further promoted in the future as indicated in the government curriculum guidelines, but ICT utilization has yet to progress among teachers. In sharing information on children with disabilities in special needs education in particular, methods utilizing ICT seem to be the most effective, but few cases have been reported. Sharing information on children with disabilities is an extremely effective means to manage their health and physical condition, and achieve their learning goals. In that case, what are the background factors obstructing it? Where are the barriers to progress? This paper clarifies these factors from problems in traditional school practices and teachers' attitudes concerning personal information, misunderstanding of ICT utilization, etc., and summarizes the methodology to resolve the challenges and to advance ICT utilization in sharing information on children.